

議案第55号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表(第1条関係)
 (現行)

別表第4(第2条関係)

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(3) 指定地域密着型 介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	1件につき14,000円
(4) 指定地域密着型 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき7,000円
(5) 指定介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業指定事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業に限る。次項において同じ。)に係る指定事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	1件につき14,000円
(6) 指定介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業指定事業者指定更新申請手数料	介護保険法第115条の45の6第4項の規定において準用する同法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき7,000円

(改正案)

別表第4(第2条関係)

名称	手数料を徴収する事務	手数料の金額

(3) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき20,000円
(4) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき10,000円
(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	1件につき14,000円
(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき7,000円
(7) 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定申請手数料	介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業に限る。次項において同じ。)に係る指定事業者の指定の申請(当該申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次項において同じ。)に対する審査	1件につき14,000円
(8) 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者指定更新申請手数料	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定に基づく第1号事業に係る指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき7,000円

宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年条例第12号)
 新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第4項第1号____、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者____、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(指定介護予防支援事業の申請者の資格)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第4項第1号、<u>第79条第2項</u>、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者、<u>指定居宅介護支援事業者</u>、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p><u>(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>介護保険法第79条第2項の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(指定介護予防支援事業の申請者の資格)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>